

令和7年度 補助金等情報一覧<< 建設部 >>

番号	事業名	補助対象（者）	対象事業・助成内容（概要）	問合せ先	詳細アドレス
1	登米市街なみ景観整備事業	登米町寺池上町の一部、中町、荒町、桜小路の一部、三日町、九日町、金谷の一部、前舟橋の一部（詳しくは問合せ先までご確認ください。）	交付対象となる経費（個別上限額あり） ①門、塀、樹木等の移設に要する経費 ②住宅等の新築、増築、改築及び修繕の際の外観に係る経費 ③門、塀等の外構修景整備に要する経費 ④建築設備の隠蔽及び修景に要する経費 ⑤自動販売機の隠蔽及び修景に要する経費 ⑥色彩の統一に要する経費 ⑦その他市長が必要と認めた経費 補助率＝交付対象経費の2分の1又は 個別上限額のいずれか少ない額 上限＝15万円～300万円	登米市建設部 住宅都市整備課 都市整備係 TEL：0220-34-2316 登米市登米総合支所 市民課地域振興係 TEL：0220-52-5051	https://www.city.tome.miyagi.jp/jyutakutoshi/shisejoho/keikan/keikan/matinamikeikan.html
2	登米市木造住宅耐震診断助成事業	下記に全て該当する住宅 ① 昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅 ② 木造平屋建てから木造3階建てまでの住宅 ③ 過去に市の耐震診断、または改修計画を受けていない住宅	専門家による木造住宅の耐震診断に対し、その費用の一部を補助 市負担＝142,400円 個人負担額＝8,400円（200㎡以下） ～39,800円（340㎡を超える） ※住宅延べ床面積によって異なる	登米市建設部 建築営繕課 TEL：0220-34-2318	https://www.city.tome.miyagi.jp/eizen/kurashi/anzenbosai/jishin/taisinn.html
3	登米市木造住宅耐震改修工事助成事業	市の耐震診断助成事業実施要綱に基づき、耐震改修計画を策定した住宅、もしくは、今後受ける耐震診断の総合評点が、1.0未満となった住宅で、改修工事完了後の総合評点が1.0以上となる住宅	壁や基礎の補強、腐食部分の改修などを行うことによって、地震に対する安全性を高める工事に対し、費用の一部を補助 上限＝85万円 補助率＝対象経費の25分の17 宮城県内の建設業者（本店・支店）に依頼した場合、次の加算制度が有ります。 ○耐震化工事の場合 上限＝15万円 ○10万円以上のリフォーム工事を同時に実施した場合 上限＝25万円	登米市建設部 建築営繕課 TEL：0220-34-2318	https://www.city.tome.miyagi.jp/eizen/kurashi/anzenbosai/jishin/taisinn.html
4	登米市危険ブロック塀等除却事業	【ブロック塀等の撤去】 ① 公衆用道路等の路面からの高さが1m以上（擁壁上の場合は60cm以上） ② 平成14年度以降の実態調査、または今後行う実態調査で「D・E」判定を受けたもの ③ 一部撤去の場合は、路面からの高さを50cm以下に改修する場合	【ブロック塀等の撤去】 倒壊の恐れがある危険なブロック塀等を取り壊す場合、その費用の一部を補助 補助額＝4,000円／㎡ 上限＝15万円 補助率＝対象経費の3分の2	登米市建設部 建築営繕課 TEL：0220-34-2318	https://www.city.tome.miyagi.jp/eizen/kurashi/anzenbosai/jishin/taisinn.html

		【生垣等の設置】 危険なブロック塀等の撤去跡地への軽量の設置工事 ① 高さ 1m 以上の苗木を 50cm 以下の間隔で植栽 ② 高さ 60 cm 以上の フェンスや板塀設置	【生垣等の設置】 危険なブロック塀等の撤去に伴い、新たに塀の設置を行う場合、その費用の一部を補助 補助額＝4,000 円／m 上限＝ 10 万円 補助率＝対象経費の 3 分 2 ※隣家との境界や、住宅敷地内等の通路に面しているブロック塀等は対象外		
5	登米市地域集会施設耐震診断助成事業	下記にすべて該当する施設 ① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した地域集会施設 ② 木造平屋建てから木造 3 階建てまでの地域集会施設 ③ 過去に市の耐震診断の助成を受けていない地域集会施設	専門家による地域集会施設の耐震診断に対し、その費用の一部を補助 上限＝165,600 円 補助率＝対象経費の 3 分の 2	登米市建設部 建築営繕課 TEL：0220-34-2318	https://www.city.tome.miyagi.jp/eizen/kurashi/anzen/bosai/jishin/tai sinn.html
6	登米市地域集会施設耐震改修工事助成事業	市の耐震診断助成事業実施要綱に基づき、耐震改修計画を策定した地域集会施設、かつ耐震診断の総合評点が、1.0未満となった地域集会施設で、改修工事完了後の総合評点が1.0以上となる地域集会施設	壁や基礎の補強、腐食部分の改修などを行うことによって、地震に対する安全性を高める工事に対し、費用の一部を補助 上限＝666,000円 補助率＝対象経費の 3 分の 2	登米市建設部 建築営繕課 TEL：0220-34-2318	https://www.city.tome.miyagi.jp/eizen/kurashi/anzen/bosai/jishin/tai sinn.html
7	登米市がけ地近接等危険住宅移転事業	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）などに建つ「危険住宅」を、安全な場所に移転する事業を行う者	①除却等費 危険住宅の除却などに要する経費で撤去費、動産移転費、仮住居費等 上限＝97.5 万円 ②建設助成費 危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額（年利率 8.5%を限度） 上限（建物）＝325 万円 上限（土地）＝96 万円 ※補助は予算の範囲内で行います。 ※国への予算要望のため、移転等実施の前年度（5月頃）までに事前相談してください。 ※未契約（仮契約含む）、未着手であること。	登米市建設部 建築営繕課 TEL：0220-34-2318	
8	民間建築物吹付けアスベスト分析調査事業	市内にある吹付けアスベストが施工されている恐れがある民間建築物の所有者等	・建築物石綿含有建材調査者（国土交通大臣が認めた期間が実施する「建築物石綿含有建材調査者講習」）による調査 ・厚生労働省により示された分析方法（要綱第 4 条第 1 項第 1 号）による調査 ・分析調査に要する経費の額（1,000 円未満は切り捨て、消費税及び地方消費税は含まない） 上限額 1 棟あたり 250,000 円 ※国への予算要望のため、調査実施の前年度（5月頃）までに事前相談してください。	登米市建設部 建築営繕課 TEL：02220-34-2318	